

子育て世帯に対する特別給付金

●問い合わせ こども福祉課（東庁舎1階 ☎33-9855 📠36-9119）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する子育て世帯の方々の生活を支援するため、新たに特別給付金を支給します。詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

国 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ◆対象 ①ひとり親世帯（令和4年4月分の児童扶養手当受給者等）
②ひとり親世帯以外の子育て世帯（令和4年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯等）
- ◆支給額 対象児童1人当たり一律5万円 ◆支払日 6月30日以降、順次
- ◆支給方法 児童扶養手当と同じ口座等へ振り込む予定です（一部要申請）。



松本市 子育て世帯への臨時特別給付金

市独自の制度です。松本市に住民登録があり、18歳以下の子どもがいる全世帯が対象です。

- ◆対象 平成16年4月2日以降に生まれた児童を養育する世帯
- ◆支給額 対象児童1人当たり一律1万円
- ◆支給方法 詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。
- ◆支払日 8月末を予定



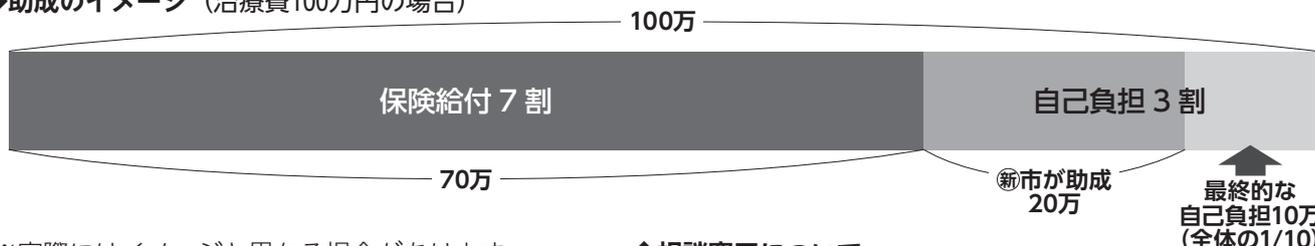
少子化対策 不妊治療の助成を拡大

●問い合わせ 健康づくり課（東庁舎2階 ☎34-3217 📠39-2523）

不妊治療は、体への負担に加え、経済的にも負担が大きい治療です。また、高度不妊治療は高額であるため、治療をためらう方も多いと思います。保険適用後の経済的な負担を少しでも軽減し、より多くの方に取り組んでいただけるよう、松本市は独自に助成制度を拡大しました。

令和4年4月から、国が**特定**不妊治療と**一般**不妊治療を**保険適用**としたことを受け、市で年度内にかかった医療費の保険適用後の**3割の自己負担のうち、30万円を上限に3分の2を助成**します。

◆助成のイメージ（治療費100万円の場合）



※実際にはイメージと異なる場合があります。
※高額療養費などの保険給付や差額ベッド代などの治療に関係のない費用は助成の対象外となります。
詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

◆相談窓口について

不妊・不育でお悩みの方は、専門の相談員がいる相談センターにご相談ください。

長野県看護協会 長野県不妊・不育専門相談センター

☎35-1012 毎週火・木曜日 午前10時～午後4時、
毎月第3土曜日 午後1時～午後4時
Eメール相談：funin@nursen.or.jp

